平成２３年（フ）第８１５５号
大阪府寝屋川市松屋町13番１―101号
債務者　酒井　美生
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６０号
大阪府東大阪市大蓮北２丁目13番８号
債務者　楠本　義員
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３８５号
大阪市住吉区庭井２丁目21番５―207号
債務者　針尾　　勲
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９０号
大阪府枚方市渚西１丁目５番17―101号、前住所大阪府枚方市渚西１丁目５番33号
債務者　高田　建一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１９号
大阪府三島郡島本町青葉１丁目24番30号
債務者　髙力　啓輔
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３８号
大阪府寝屋川市高倉１丁目16番17―504号
債務者　水島　民和
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８１号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番９号　グリーンハイツ102
債務者　デジタルデザインウエストこと　西村　章
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５５６号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番31号
債務者　前田　勝男
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５６号
大阪府守口市大日町４丁目46番１号
債務者　岸川イツヨ
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６９号
大阪府門真市幸福町１番29―７号
債務者　村田　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８号
大阪市生野区小路東２丁目６番14号　オレンジハウスＩ２Ｂ
債務者　武田重夫こと　裵　　奐煥
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６号
大阪府寝屋川市高柳２丁目９番13号
債務者　毛利　美章
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９号
大阪府枚方市招提大谷３丁目53番６号
債務者　山本　良之
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目６番35号　第２朝日パンション108号
債務者　前川　博史
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３号
大阪市浪速区難波中３丁目15番９号
債務者　熊谷俊一郎
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番11号　ハイムリップル荒川206号、前住所大阪府東大阪市足代南１丁目５番15号
債務者　杉本　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６号
大阪市此花区酉島３丁目14番24―412号
債務者　泉　　孝之
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９号
大阪市住之江区泉１丁目３番９号
債務者　廣田、辻本海樹こと　**嚴**　　春江
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部